

割賦購入契約約款

株式会社 QTnet

2024年11月13日改正

(契約約款の適用等)

- 第1条** 株式会社 QTnet (以下「弊社」といいます。)は、電化製品および生活用品(弊社が指定するものに限り、以下「商品」といいます。)の販売について、この割賦購入契約約款(以下「本約款」といいます。)を定め、これにより購入者と商品の割賦売買に係る契約(以下「割賦購入契約」といいます。)を締結します。
- 2 弊社は、一つの商品ごとに一つの割賦購入契約を締結します。
 - 3 弊社が別途規定する条件は本約款の一部を構成します。
 - 4 弊社は、本約款を変更することがあります。この場合には、条件などは変更後の割賦購入契約約款によります。

(割賦購入契約の申し込みをすることができる条件)

- 第2条** 割賦購入契約の申し込みは、弊社のコンピューター通信網サービス契約約款に定める第3種(BBIQ)契約者、BBIQ ライト契約者、BBIQメールプラン契約者、QT モバイル各種プラン契約者(以下、「QTnet サービス契約者」といいます。)が商品を弊社から購入する場合に限り行うことができます。
- 2 商品の購入はご利用料金をクレジットカードもしくは口座振替でお支払いの方に限ります。BBIQメールプラン、QT モバイル各種プランのお客さまは、サービス利用料金をクレジットカードでお支払の方に限りご購入いただけます。
 - 3 BBIQ、BBIQ ライトをご利用のお客さまは、商品の購入については1契約ごとに、下記を条件とします。
 - (1) ひと月(ご注文日が属する暦月)のご注文金額(商品価格の合計金額)は20万円(税抜)未満とします(一括/割賦の場合を問いません)
 - (2) 1契約につき、ご注文金額と支払期間中の残債の合計金額が30万円(税抜)未満であることとします。(一括/割賦の場合を問いません)ただし、BBIQまたはBBIQライトのご利用が1年未満の方については、ご注文金額と支払期間中の残債の合計金額は20万円(税抜)未満とします。
 - (3) 未成年のお客さまは商品のご購入はできません。
 - 4 BBIQメールプランまたは QT モバイル各種プランをご利用のお客さまは、商品の購入についてBBIQメールプラン1契約、QT モバイル1電話番号ごとに、下記を条件とします。
 - (1) BBIQメールプランまたは QT モバイルで契約されている電話番号のご契約期間が6か月以上であることとします。
 - (2) 1回のご購入可能金額は20万円(税抜)未満とします。(一括/割賦の場合を問いません)
 - (3) BBIQメールプラン1契約または QT モバイル1電話番号につき、ご購入可能点数は支

払期間中の商品を含めて合計 2 商品までとし、ご注文金額と支払期間中の残債の合計金額が 30 万円(税抜)未満であることとします。(一括/割賦の場合を問いません)

(4) 未成年のお客さまは商品のご購入はできません。

5 20 歳未満の飲酒は法律で禁止されています。20 歳未満の方の酒類のご注文はお受けできません。

(契約の成立)

第3条 割賦購入契約は、弊社が割賦購入契約の申し込みを承諾した旨を所定の手続きより通知した時をもって成立するものとします。ただし、弊社が承諾後であっても第2条に規定する条件が成立しなかった場合、弊社は成立した割賦購入契約を解除することができます。

2 弊社は前項の規定に関わらず、次の場合にはご注文を承諾しない場合があります。

- (1) ご契約中の QTnet サービスのご利用料金のお支払を現に怠り、また怠る可能性があるとき。
- (2) BBIQ 特選ショップでご購入商品のお支払いを現に怠り、また怠る可能性があるとき。
- (3) ご契約中の QTnet サービスが、移転中・休止中であるとき。
- (4) 弊社の業務遂行上支障があるとき。
- (5) その他弊社が不相当と判断したとき。
- (6) 注文商品が在庫切れの場合。

(契約申込の方法)

第4条 割賦購入契約の申し込みをするときは、弊社所定の申込方法により必要事項を提供していただきます。

2 ご注文いただきました商品が在庫切れの場合、ご注文をお断りすることがございます。

(契約申込の破棄)

第5条 お客さまは、本サイトのマイページまたは電話により、ご注文をキャンセルすることができます。ただし、弊社がご注文を承諾した後は、お客さまはご注文をキャンセルすることはできません。

※ご注文後 30 分を超えると、弊社がご注文を承諾していることが多くなります。ご注文された後すぐに弊社から送付されるご注文を受け付けた旨のメールなどによりご注文内容をご確認していただき、ご注文をキャンセルされたい場合には原則 30 分以内に手続きをしていただくようお願いいたします。

2 弊社は、以下の事由のいずれかがあった場合には、ご注文を承諾せず、または承諾を取消すなどして契約を解除させていただくことがあります。なお、お客さまは、弊社が承諾しなかったことまたは契約を解除したことについて異議を申し立てることはできず、また、弊社に対して理由の開示を求めることもできないものとします。

- (1) ご注文をされたお客さまが実在しない場合
- (2) 信販会社による審査の結果、分割払いのご利用承認が受けられなかった場合
- (3) クレジットカード情報またはお支払い方法の変更をご案内後 1 週間以内にご変更いただ

けない場合

- (4) お客さまから提供された個人情報に虚偽や不正確なものがあった場合
- (5) ご注文の商品について、在庫切れなど商品を販売し難い事由がある場合
- (6) 宛先不明、長期不在などにより引渡し完了できない場合
- (7) 配送ができないまたは困難な地域への配送が必要となる場合
- (8) 表示されていた商品の価格に誤りがあることが判明した場合
- (9) 転売、再販売を目的としたご注文であると弊社が認めた場合
- (10) BBIQ 特選ショップ利用規約第 4 条で定める購入資格を有しないお客さまによるご注文がされた場合
- (11) お客さままたはお客さまと同居のご家族(内縁関係者を含む。)が、暴力団、暴力団関係団体の構成員その他反社会的勢力と認められた場合
- (12) その他、弊社が契約の申込みを承諾できないまたは契約を継続し難い事由があると認めた場合

(商品の引渡しおよび所有権の移転)

第6条 商品の引渡しは、ご注文の際に指定されたお届け先に商品が配送されたことをもって完了したものとします。商品の所有権は、商品を引き渡した時点で弊社からお客さまへ移転いたします。

- 2 所有権移転前において、購入者は、商品を担保に供し、譲渡し、または転売することが出来ないものとします。

(賦払金の支払期日および支払方法)

第7条 購入者は、商品代金または賦払金を弊社が指定する支払期日までに、弊社が定める支払方法により、弊社に支払うものとします。(割賦購入を選択された場合の各回のお支払金額を、賦払金と言います。)

- 2 割賦購入契約に基づく債務の完済までに、購入者と弊社との契約(第2条に規定するサービスに関する契約をいいます。)が割賦購入契約にかかる債務の完済前に利用を休止している場合であっても、割賦購入契約は有効に存在し、提供条件に記載する支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。なお、この場合において、購入者の申し出により残余の商品代金の全額を一括で支払うことができます。
- 3 前項にかかわらず、購入者の申し出により割賦購入契約に基づく期限の利益喪失を承諾する場合は、弊社の所定の方法により残余の商品代金の全額を一括で支払うことができます。この場合、商品の購入については、一括購入に係る売買契約であったものとして取り扱います。
- 4 割賦購入契約に基づく債務の完済までに、購入者と弊社との契約(第2条に規定するサービスに関する契約をいいます。)が割賦購入契約にかかる債務の完済前に解除された場合は、購入者の申出の有無にかかわらず当該債務の全額を一括で支払うものとします。

(期限の利益喪失)

第8条 購入者が次のいずれかに該当した場合は、残余の商品代金の全額を弊社からの請求により支払っていただきます。

- (1) 一括払い代金または賦払金の支払いを遅滞し、弊社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。なお、一括払い代金または賦払金の一部をお支払いいただいている場合でも遅滞とみなし、残余の商品代金の全額を一括でお支払いいただきます。
- (2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき。
- (3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたときまたは自らこれらの申立てをしたとき。
- (4) 割賦購入契約約款に違反し、弊社から残余の商品代金の全額支払いの請求を受けたとき。
- (5) 上記のほかお客さまの信用状態が著しく悪化したときであって、弊社から残余の商品代金の全額支払いの請求を受けたとき。

(遅延損害金)

第9条 購入者が、賦払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該賦払金に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、提供条件に記載の支払総額から既に支払のあった全ての賦払金の合計額を控除して得た残金全額に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(商品の交換・返品について)

第10条 受領した商品に不良がある場合、配送時に商品の破損が発生した場合および注文した商品と異なる商品が届いた(誤出荷)場合は、商品の到着後14日以内にBBIQ特選ショップ窓口にお電話にてご連絡ください。

2 前項の場合で商品の到着後14日以内にBBIQ特選ショップ窓口にお電話にてご連絡があった場合、弊社は、不良品・破損品については同等商品への交換・修補、誤出荷の場合にはご注文いただいた商品への交換などの対応をさせていただきます。なお、交換品の手配ができない場合などこれらの対応が困難な場合には、お届けした商品を返品していただいた上で、商品代金等を返金させていただきます。

- (1) 交換等に要する送料は弊社にて負担いたします。
- (2) 事前に弊社へのご連絡・弊社からのご案内がないにもかかわらず、商品を弊社・商品のメーカー等に送付されたとしても、交換、修補、返品・返金等の対応はいたしません。
- (3) 商品の交換、修補、返品・返金等は、弊社が案内する手順での窓口への連絡および別途弊社が定めた期間内に返品をしていただいた場合に限り対応します。

- (4) メーカーの都合により商品のパッケージが変更になる場合や、外装の汚れ・傷・はがれがある場合でも、商品自体に明らかな破損・汚損等が認められない場合は、交換、返品等には応じかねます。

(商品の滅失・毀損の場合の責任)

第11条 購入者は、割賦購入契約に基づく債務の完済までに商品が火災、風水害、盗難などにより、滅失・毀損した場合であっても、提供条件に記載する支払方法により債務の履行を継続するものとします。

(専属的合意管轄裁判所)

第12条 購入者と弊社における一切の訴訟については、福岡地方裁判所または福岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(割賦債権の譲渡)

第13条 弊社は、購入者に対する割賦購入契約に基づく債権を第三者に譲渡することがあります。この場合において、購入者は当該債権の譲渡および購入者の個人情報譲渡先に提供することあらかじめ同意するものとします。

(届出事項の変更)

- 第14条** 購入者は、弊社に届け出た氏名・住所などを変更した場合は、速やかに弊社に通知するものとします。
- 2 購入者は、前項の通知を怠り、弊社からの通知または書類などが延着または不到着となった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなすことに同意いただくものとします。

(契約上の地位の継承)

第15条 購入者は、弊社との契約(第2条に規定するサービスに関する契約をいいます。)の利用権を第三者(以下この条において「譲受人」とします。)に承継する場合、割賦購入契約の契約上の地位(賦払金の支払債務に係るものを含みます。)がその譲受人に承継する義務を負うものとします。

(信用情報機関への登録・利用)

- 第16条** 購入者は、弊社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするものをいいます。)および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、購入者の個人情報が登録されている場合には、購入者の支払能力・返済能力の調査のために、弊社がそれを利用することにあらかじめ同意するものとします。
- 2 購入者は、個品割賦購入契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、弊社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、弊社が加盟する個人信用情報機関および

当該機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員により、購入者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることにあらかじめ同意するものとします。

項目	登録期間
個品割賦購入契約に係る申し込みをした事実	弊社が個人情報情報機関に照会した日から6カ月間
個品割賦購入契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年間

- 3 弊社が加盟する個人情報情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面などにより通知し、購入者の同意を得るものとします。

名称	株式会社 シー・アイ・シー (割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関)
所在地	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
電話番号	0120-810-414
URL	http://www.cic.co.jp

(注)株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名などの詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- 4 弊社が加盟する個人情報情報機関((株)シー・アイ・シー)と提携する個人情報情報機関は、下記の通りです。

(1)

名称	全国銀行個人情報センター
所在地	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号	03-3214-5020
URL	http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

(注)全国銀行個人情報センターの加盟資格、加盟企業名などの詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

(2)

名称	株式会社 日本信用情報機構
所在地	〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1
電話番号	0120-441-481

URL	http://www.jicc.co.jp/
-----	---

(注)株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名などの詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- 5 弊社が加盟する個人信用情報機関に登録する個人情報は次の各号に定めるとおりです。
- (1)氏名、生年月日、住所、電話番号、運転免許証などの記号番号など、本人を特定するための情報、等。
 - (2)契約の種類、契約日、契約額、商品名、支払回数など、契約内容に関する情報、等。
 - (3)利用残高、支払日、完済日、延滞など、支払状況に関する情報、等。
- 6 個品割賦購入契約が不成立となった場合であっても、その申し込みを行った事実およびその申し込みを行なったものの個人情報は、本条第1項および第2項に基づき、当該契約の不成立理由の如何を問わず一定期間利用されます。

附 則

(実施期日)

この約款は、2013年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2014年3月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2014年3月26日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2015年2月6日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2015年7月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2015年10月6日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2016年3月3日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2016年11月28日から実施します。

附 則
(実施期日)

この改正規定は、2017年7月1日から実施します。

附 則
(実施期日)

この改正規定は、2019年9月6日から実施します。

附 則
(実施期日)

この改正規定は、2020年2月18日から実施します。

附 則
(実施期日)

この改正規定は、2021年4月1日から実施します。

附 則
(実施期日)

この改正規定は、2021年10月1日から実施します。

附 則
(実施期日)

この改正規定は、2022年4月1日から実施します。

附 則
(実施期日)

この改正規定は、2022年8月1日から実施します。

附 則
(実施期日)

この改正規定は、2024年2月1日から実施します。

附 則
(実施期日)

この改正規定は、2024年11月13日から実施します。